「アジフライの聖地　松浦」ＰＲ協力店認定規程

（目的）

第１条　本市が推奨する「アジフライの聖地　松浦」を市外でＰＲし、本市の知名度向上や販路拡大を効果的に進める店舗などをＰＲ協力店として認定することにより、本市の活性化を図ることを目的とする。

（活動）

第２条　協力店は、「松浦アジフライ憲章」を遵守し、店舗などでの販売を通じて「アジフライの聖地　松浦」のＰＲを図るものとする。

（認定申請書）

第３条　認定を受けようとする協力店は、認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（認定証の交付）

第４条　市長は、前項の申請を受理し、内容を審査し適当と認めた場合、協力店認定証（様式第２号）を交付する。

（任期）

第５条　協力店の任期は、特に定めないものとする。

（報酬等）

第６条　協力店に対する報酬は、支給しない。

（認定の取消）

第７条　市長は、次の事由に該当する場合、協力店の認定を取消すことができる。

（１）営業を終了した場合

（２）市長が、協力店として必要な適性を欠くと認められるとき

（その他）

第８条　この規程のほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

この規程は、令和３年６月１日から施行する。